

# 議 事 日 程

令和8年3月18日(水)  
午後2時開議

## 諸般報告

- 日程第 1 第149号議案 福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 1 号議案 令和8年度福井県一般会計予算
- 日程第 3 第 2 号議案 令和8年度福井県公債管理特別会計予算
- 日程第 4 第 3 号議案 令和8年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算
- 日程第 5 第 4 号議案 令和8年度福井県災害救助基金特別会計予算
- 日程第 6 第 5 号議案 令和8年度福井県国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第 6 号議案 令和8年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 日程第 8 第 7 号議案 令和8年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算
- 日程第 9 第 8 号議案 令和8年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算
- 日程第 10 第 9 号議案 令和8年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
- 日程第 11 第10号議案 令和8年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 日程第 12 第11号議案 令和8年度福井県県有林事業特別会計予算
- 日程第 13 第12号議案 令和8年度福井県駐車場整備事業特別会計予算
- 日程第 14 第13号議案 令和8年度福井県港湾整備事業特別会計予算
- 日程第 15 第14号議案 令和8年度福井県病院事業会計予算
- 日程第 16 第15号議案 令和8年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算
- 日程第 17 第16号議案 令和8年度福井県工業用水道事業会計予算
- 日程第 18 第17号議案 令和8年度福井県水道用水供給事業会計予算
- 日程第 19 第18号議案 令和8年度福井県臨海下水道事業会計予算
- 日程第 20 第19号議案 令和8年度福井県流域下水道事業会計予算
- 日程第 21 第20号議案 附属機関に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 第21号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 23 第22号議案 福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について
- 日程第 24 第23号議案 福井県行政手続条例の一部改正について
- 日程第 25 第24号議案 福井県公益認定等委員会条例の一部改正について
- 日程第 26 第25号議案 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 第26号議案 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 第27号議案 福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 29 第28号議案 福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 第29号議案 福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 31 第30号議案 福井県国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 32 第31号議案 福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について
- 日程第 33 第32号議案 福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 34 第33号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 35 第34号議案 福井県水道用水供給条例の一部改正について
- 日程第 36 第35号議案 福井県もりの学園の設置および管理に関する条例の廃止について
- 日程第 37 第36号議案 福井県営住宅条例の一部改正について
- 日程第 38 第37号議案 福井県立学校職員定数条例の一部改正について
- 日程第 39 第38号議案 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- 日程第 40 第39号議案 福井県立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 41 第40号議案 指定管理者の指定について
- 日程第 42 第41号議案 包括外部監査契約の締結について

- 日程第 43 第122号議案 令和7年度福井県一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 44 第123号議案 令和7年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 45 第124号議案 令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 46 第125号議案 令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 47 第126号議案 令和7年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 48 第127号議案 令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 49 第128号議案 令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 50 第129号議案 令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 51 第130号議案 令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 52 第131号議案 令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 53 第132号議案 令和7年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 54 第133号議案 令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 55 第134号議案 令和7年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 56 第135号議案 令和7年度福井県病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 57 第136号議案 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 58 第137号議案 令和7年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 59 第138号議案 令和7年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 60 第139号議案 令和7年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 61 第140号議案 令和7年度福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 62 第141号議案 福井県県有建築物整備基金条例の制定について
- 日程第 63 第142号議案 福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 64 第143号議案 福井県教育振興基金条例の制定について
- 日程第 65 第144号議案 県有財産の取得について
- 日程第 66 第145号議案 県有財産の取得について
- 日程第 67 第146号議案 吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）請負契約の変更について
- 日程第 68 第147号議案 権利の放棄について
- 日程第 69 第148号議案 専決処分につき承認を求めることについて（令和7年度福井県一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 70 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 71 ハラスメント対策特別委員会の中間報告について
- 日程第 72 第150号議案 福井県収用委員会委員任命の同意について
- 日程第 73 発議第33号 福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例（案）
- 日程第 74 発議第34号 福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 75 発議第35号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決と国民理解を深めるための広報啓発を求める意見書（案）
- 日程第 76 発議第36号 自衛隊員の処遇改善および退職自衛官の再就職促進に関する意見書（案）
- 日程第 77 ハラスメント対策特別委員会の閉会中の継続審査について

令和8年3月6日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

総務教育常任委員会

委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第21号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
第23号議案	福井県行政手続条例の一部改正について	原案可決
第24号議案	福井県公益認定等委員会条例の一部改正について	原案可決
第25号議案	福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	原案可決
第37号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について	原案可決
第38号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	原案可決
第39号議案	福井県立学校設置条例の一部改正について	原案可決
第41号議案	包括外部監査契約の締結について	原案可決

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第141号議案	福井県県有建築物整備基金条例の制定について	原案可決
第143号議案	福井県教育振興基金条例の制定について	原案可決
第145号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和8年3月9日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

厚生常任委員会

委員長 清水 智信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第28号議案	福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第29号議案	福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第30号議案	福井県国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第31号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について	原案可決
第32号議案	福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について	原案可決

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第142号議案	福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第147号議案	権利の放棄について	原案可決

令和8年3月6日

福井県議会議長  
小堀 友廣 様

産業常任委員会  
委員長 山本 建

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第26号議案	福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第27号議案	福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第33号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第34号議案	福井県水道用水供給条例の一部改正について	原案可決
第35号議案	福井県もりの学園の設置および管理に関する条例の廃止について	原案可決

令和8年3月9日

福井県議会議長  
小堀 友廣 様

土木警察常任委員会  
委員長 兼井 大

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第36号議案	福井県営住宅条例の一部改正について	原案可決
第40号議案	指定管理者の指定について	原案可決

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第144号議案	県有財産の取得について	原案可決
第146号議案	吉野瀬川ダム建設工事(ダム本体)請負契約の変更について	原案可決

令和8年3月13日

福井県議会議長

小堀 友廣 様

予算決算特別委員会

委員長 松田 泰典

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第1号議案	令和8年度福井県一般会計予算	原案可決
第2号議案	令和8年度福井県公債管理特別会計予算	原案可決
第3号議案	令和8年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算	原案可決
第4号議案	令和8年度福井県災害救助基金特別会計予算	原案可決
第5号議案	令和8年度福井県国民健康保険特別会計予算	原案可決
第6号議案	令和8年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	原案可決
第7号議案	令和8年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算	原案可決
第8号議案	令和8年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算	原案可決
第9号議案	令和8年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	原案可決
第10号議案	令和8年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算	原案可決
第11号議案	令和8年度福井県県有林事業特別会計予算	原案可決
第12号議案	令和8年度福井県駐車場整備事業特別会計予算	原案可決
第13号議案	令和8年度福井県港湾整備事業特別会計予算	原案可決
第14号議案	令和8年度福井県病院事業会計予算	原案可決
第15号議案	令和8年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算	原案可決
第16号議案	令和8年度福井県工業用水道事業会計予算	原案可決
第17号議案	令和8年度福井県水道用水供給事業会計予算	原案可決
第18号議案	令和8年度福井県臨海下水道事業会計予算	原案可決
第19号議案	令和8年度福井県流域下水道事業会計予算	原案可決

## (令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第122号議案	令和7年度福井県一般会計補正予算(第6号)	原案可決
第123号議案	令和7年度福井県公債管理特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第124号議案	令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第125号議案	令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第126号議案	令和7年度福井県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第127号議案	令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第128号議案	令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第129号議案	令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第130号議案	令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第131号議案	令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第132号議案	令和7年度福井県県有林事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第133号議案	令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第134号議案	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第135号議案	令和7年度福井県病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第136号議案	令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第137号議案	令和7年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第138号議案	令和7年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第139号議案	令和7年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第140号議案	令和7年度福井県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第148号議案	専決処分につき承認を求めることについて(令和7年度福井県一般会計補正予算(第5号))	原案承認

令和8年3月16日

福井県議会議長  
小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会  
委員長 大森 哲男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和8年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第20号議案	附属機関に関する条例の一部改正について	原案可決
第22号議案	福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について	原案可決

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第149号議案	福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	別紙のとおり修正可決

## 【別紙】

第149号議案福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてに対する修正案  
福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。  
第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第4条に係る部分を次のように改める。

(知事等の退職手当の支給制限)

第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第143条第1項の規定により失職したとき。
- (2) 副知事が地方自治法第164条第2項の規定により失職したとき。
- (3) 副知事とその在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。
- (4) 常勤の監査委員が地方自治法第180条の5第7項、第198条の2第2項または第201条の規定により失職したとき。

2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

(1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為等があったと知事が認定するとき。

(2) 知事が地方自治法第83条の規定により失職したとき。

(3) 副知事または常勤の監査委員が地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第6条に係る部分を次のように改める。

(退職手当の支払の差止め)

第6条 退職した知事等の在職期間中の非違もしくは懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第7条に次の1項を加える。

3 第4条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の2に係る部分を次のように改める。

(退職手当の支給制限)

第4条の2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第9条第1項の規定により失職したとき。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第7項の規定により失職したとき。

2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

(1) その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったと知事が認定するとき。

(2) 地方教育行政法第7条第1項の規定により罷免されたとき。

(3) 地方教育行政法第8条第2項において準用する地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の4に係る部分を次のように改める。

（退職手当の支払の差止め）

第4条の4 退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条の2第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の5に次の1項を加える。

3 第4条の2第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

## 予算決算特別委員会審査報告書

### 1 審査期日および場所

令和8年3月12日（木）、13日（金） 全員協議会室

### 2 出席委員

松田泰典委員長 外 34 名

### 3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

#### （1）北陸新幹線敦賀以西ルートについて

与党整備委員会にはどのような姿勢で臨むのかと知事にただしたところ、「県としては、小浜市附近を通らないルートは同意できないこと、調査等が積み重ねられてきた小浜京都ルートが全線開業の一番の近道であり、他のルート案とは同列にはないことを強く主張する。私としては、先人が積み重ねてきた思いを何とか実現させたい。県議会の皆様の経験や知恵を借り、全力で取り組みたい」との答弁があった。

#### （2）原子力政策について

日本原燃の設工認説明が終了した段階で、県として乾式貯蔵施設の事前了解については速やかに判断するのかとただしたところ、「昨年9月議会に六ヶ所再処理工場にかかる設工認の説明が終了した段階で判断していくと申し上げた。設工認の説明終了時期は明らかになっていない。県としては、県議会での様々な議論を踏まえるとともに、立地町の意見を速やかに伺い、適切に対応していく」との答弁があった。

#### （3）国際情勢を踏まえた福井経済への影響について

イラン関連の国際情勢により資材高や物価高が予見される中、本県の企業をどう守り、本県の産業をどう強化していくのかと知事にただしたところ、「まずは、当面の運転資金を確保できる環境を整えた上で、物価高にも負けない強い経営基盤をつくるための販路開拓や商品開発などの取組みを応援していきたいと考えている。また、省力化や生産性を高めるための設備投資を後押ししていきたいと考えている。今後も企業経営者の声に耳を傾けるとともに、国において検討されている支援策もあわせて、必要な対策をできるだけ早く実行しながら、県の支援策が隔々にまで行き渡るよう、情報発信にも力を入れていく」との答弁があった。

また、原油価格高騰により、福井アリーナの事業費がさらに膨らむ可能性がある。整備費の不足分について、県の負担がさらに増えることはないのかと知事にただしたところ、「経済界が示した事業計画案では、竣工までの物価上昇を加味して整備費を150億円としており、この範囲内で整備されるものと理解している。なお、直近の物価上昇率を見ても、想定内で収まるものと聞いている。福井アリーナは、福井商工会議所の完全子会社である整備会社が責任をもって整備するものであり、アリーナ整備に対する追加的な財政負担は想定していない」との答弁があった。

#### （4）知事の政治姿勢について

新たに就任した知事の政治姿勢に関しては、「知事には県政刷新を期待する県民が多く、1日も早く石田カラーを打ち出していきたい」、「人事刷新や外国人政策への発言について、政治家として決断すべきことは決断し、訂正すべきことは訂正すべきである」、「議会とともに県政を前に進めていくため、議会が求める県政刷新を決断すべきである」、「職員へのヒアリングを行い、得られた生の声を大切に受け止めて、副知事の処遇を決断していただきたい」、「知事に投票した県民は、しがらみにとらわれない県政運営、問題があれば処分できるという強い石田知事を求めている」など、幅広い観点から多くの委員より意見が示された。

この中でも、「日本は単一民族国家」、「移民政策に反対」などの発言の真意についてただしたところ、「単一民族国家の発言は、海外の国家と比較して、日本は民族や言語が比較的まとまった形で成熟してきたとの認識のもと発言した。また、移民政策の発言は無秩序、無計画な受入れには懸念があるとの考えからである。いずれの発言とも言葉足らずで説明不足なところもあり、軽率な発言であったと考えている。県民に対して深くおわび申し上げたい」との答弁があった。

これを受けて、委員からは、「政治家の発言はすべて公約であり、軽率な発言であったでは済まされない。重く受け止めていただきたい」との見解が示された。

さらに、委員から、今後、どのような考え方に基づいて人事や組織体制の見直し、刷新を進めていくのかと代表質問でただしたのに対して、知事は今後、制度面と人事面の双方から改革を進め、県民の信頼回復のため強い決意で取り組むと答弁したが、さらに前向きな答弁をいただきたいとただしたところ、「今回の事案は、個々の幹部だけの責任ではなく、組織全体の課題だと認識している。山積している県政の重要課題を前に進めていくためには、関係者が一丸となり、スピード感を持って対応していくことが不可欠である。副知事交代による影響は非常に大きい。意見は真摯に受け止めるが、しばらくお時間をいただきたい」との答弁があった。

この答弁を受けて、さらに知事のスケジュール感をただしたところ、同様の答弁が繰り返されたことを踏まえて、委員から理事会開催の請求があった。理事会における協議の結果、委員会再開後、委員長から知事に対して、「従前と同様の答弁が繰り返されるのは議会として求める説明責任に答えていない。特に議長からの申入れが行われたにもかかわらず、知事が明確かつ具体的に答弁しないことは極めて遺憾である」と指摘した上で、今後の質疑には誠実かつ明確に答弁するよう申し渡した。

このような状況の下、委員から、「前知事と中村副知事は表裏一体の関係である」、「知事は副知事に依存している限り、石田カラーは打ち出せない。自らがらみを断って新体制で進んでいくことが、県庁が変わったと思われる第一歩である」と指摘した上で、改めて中村副知事の処遇に関して知事にただしたところ、「県政の信頼回復や当面の重要課題の対応など、県政運営の安定を確保することが極めて重要であると考えており、副知事という県政の重要ポストの交代は、県政運営に空白や混乱を生じさせないように、責任をもって進める必要がある。しかしながら、議会の思いを踏まえて、副知事の去就については遅くとも6月議会までには判断する考えである」との答弁がなされた。

これを受けて、委員からは、「できるだけ早く4月1日から、遅くとも5月の臨時議会までには新しい体制をスタートさせるのが望ましい」とした上で、「議会と知事は県民益を守るために同じ方向を向いている。議会も職員も知事をしっかりと支えるので、一緒にやっていきたい」との見解が示された。

このほか、今議会の自己評価と次の6月議会への決意や覚悟についてただしたところ、「初めての議会で全力を尽くしたが、私自身の言葉が伝わってこないといった声をいただいた。いずれも県民のための指摘と受け止め、今後の県政運営に生かす。6月議会に向けては、「躍動する福井」実現へ施策を具体化するとともに、「徹底した県民目線」で様々な立場の県民から現状や意見を伺い、県政に対する自らの思いを今以上に自分の言葉で語り、議会で有意義な議論が交わされるようにしたい」との答弁があった。

このほか、ハラスメントのない組織への刷新、県内高等教育の授業料支援、県都活性化、嶺南地域の医療体制の強化、嶺北地方の海岸道路整備、今後の教育行政など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年3月18日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

予算決算特別委員会委員長 松田 泰典

## ハラスメント防止等に関する特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所  
令和8年3月10日(火) 全員協議会室  
令和8年3月16日(月) 全員協議会室
- 2 出席委員  
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要  
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。  
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

### (1) ハラスメントに関すること

ハラスメントの再発防止策については、県庁における対策や条例の制定について説明があり、それに対して委員から、「調査体制の強化のため、調査は外部の第三者機関が行ってはどうか」とただしたのに対し、「管理職の意識改革が非常に重要であり、徹底しないといけない。そのうえで第三者の窓口も設置する」との答弁があった。さらに、委員からは、相談への迅速な対応や再発防止のために職場でのコミュニケーションを充実させることの重要性が指摘された。また、「被害者保護を最優先すべきである」との意見が述べられた。そのほか、第三者相談窓口の相談実績や今後の必要な支援や体制整備、コンプライアンス委員会の権限や体制などについて論及があった。

2月20日に議決した「前知事による深刻かつ重大なハラスメント行為に対する責任と県政の信頼回復に関する決議」に関し、体制刷新についてただしたところ、知事からは、「先日議長に伝えた通り、現時点でまだ考え中である。私の責任の下、適切な時期にしっかりと判断してまいりたい」との答弁があった。

また、2月に実施した職員に対する「ハラスメントに関する調査」、「前知事のセクシュアルハラスメント調査」について、回答率や3月中の結果概要の公表に向けて作業を進めているとの報告があった。

以上のような議論があり、第20号議案「附属機関に関する条例の一部改正について」、第22号議案「福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について」を採決し、原案のとおり可決した。

### (2) 退職手当に関すること

前知事の退職手当の自主返納については多くの論及があり、理事者からは、1,500万円の自主返納との回答に至った経緯について説明があり、「受け入れざるを得ない」との見解が示された。これに対し、委員から、「現時点における第三者相談窓口への相談7件の中に前知事に関する相談はないのか。」「前知事からの被害の可能性を残しているのであれば調査結果が出るまで待たなくてよいのか」と確認があり、理事者からは、「第三者相談窓口への前知事に関する相談はなく、今回の自主返納についてやむを得ないと考えている」との回答があった。それを踏まえ、委員からは、「今後、県としてしっかりと判断し、対応してほしい」との要望が述べられた。そのほか、前知事の説明責任については引き続き求めていくべきとの意見が述べられた。

第149号議案「福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」については、前知事のハラスメント事案を踏まえ、当初知事からは、懲戒免職相当の場合に支給制限等ができるという提案がなされたが、委員からは、「特別職は一般職と比較して責任が重く、退職手当の金額も大きい。懲戒免職まではいかないが相当悪質な場合に減額できないのは県民の納得が得られない」との意見が述べられた。また、前知事の事案に関して、当時の職務代理者が現行の退職手当条例に退職手当を増減しうる規定があるにもかかわらず、調査結果を待たずに満額支給した理由についてただしたのに対し、「生活保障や情状酌量など、極めて限られた分野での話であると理解しており、そのような観点から退職手当の増減に関してはそのま

まと判断した。その時点では報告書の中身を知るすべはなかった」との答弁があった。

以上のような議論を経て、第149号議案「福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、委員から、懲戒停職相当までを支給制限等の対象範囲とする修正案が提出され、採決の結果、当該修正案を可決し、修正案を除く部分については原案のとおり可決した。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年3月18日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会  
委員長 大森 哲男

発議第 33 号

(件名)

福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例 (案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 18 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

後藤 正邦

## 福井県条例第 号

### 福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例（案）

ハラスメントは、被害を受けた者の人格権をはじめとする基本的人権を侵害し、その能力の発揮に著しい悪影響を及ぼすにとどまらず、当事者相互の信頼関係を壊し、円滑な業務遂行を阻害して、ひいては議会の社会的信用および信頼の喪失ならびに行政サービスの低下による県民への不利益をもたらすおそれがある行為である。

議員は、県民の厳粛な信託にこたえ、清潔で民主的な県政の発展に資する責務を負っている。議員は、ハラスメントに関する知識を深め、一層その職務に専念することにより、県民との信頼関係を築き上げていかななければならない。

ここに、福井県議会におけるハラスメントを防止することを決意し、議員の責務を明らかにし、安全かつ良好な職務の環境を確立するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、福井県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントが発生した際における適切な措置を定めることにより、議員が責任を持ってハラスメントの発生しない環境を作り、もって議員および職員がそれぞれの能力を発揮することができる安全かつ良好な職務の環境を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 知事、副知事、福井県教育委員会教育長、福井県の一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。）に属する職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。
- (2) 管理監督者 職員のうち地方公務員法第28条の2第1項の管理監督職にあるものをいう。
- (3) ハラスメント 議会活動または議員活動に付随した、職務に関する上下関係および人間関係が実質的に存在する場における議員から他の議員または職員に対する言動（電子メールでの連絡その他の非対面での行為を含む。）であって、次に掲げるものをいう。
  - ア セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）
  - イ パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、または他の者の人格もしくは尊厳を害し、もしくは職務の環境を害する

こととなるようなものをいう。)

- ウ 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント（他の者が妊娠したこと、出産したこと、妊娠もしくは出産に起因する症状により職務を遂行することができないこと等に関する言動または他の者の妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度もしくは措置の利用に関する言動であって、その者の職務の環境を害することとなるようなものをいう。）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評、嫌がらせ等の言動であって、他の者を不快にさせ、または他の者の人権を侵害し、もしくは職務の環境を害するもの

(4) 各派代表者会議 議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項および福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号）第129条第1項の規定により設けられた各派代表者会議をいう。

(ハラスメントの禁止)

第3条 議員は、福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年福井県条例第54号）第2条第2項に規定する責務を認識するとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、他の議員および職員に対しハラスメントをしてはならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントとなる言動（ハラスメントに該当するおそれのあるものを含む。以下この条において同じ。）を行っている他の議員があるときは、その者に対し、当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘する等、率先して福井県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

(議長等の責務等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 議長は、第9条各項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該議員および職員に不利益が生じないように配慮し、当該不利益が発生した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 副議長は、議長を補佐し、前2項の措置を議長と共に講じなければならない。
- 4 副議長は、議長の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、議長に対して改善を求めなければならない。
- 5 議長がハラスメントの当事者である場合は副議長が、議長および副議長がハラスメントの当事者である場合については年長の議員が、この条例の規定による当該ハラスメントへの対応を代わりに実施するものとする。

(管理監督者の責務)

第6条 管理監督者は、ハラスメントの防止に努め、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 管理監督者は、第9条第3項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該職員に不利益が生じないように配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 議員および職員は、第9条各項の規定による申出またはハラスメントに関する調査への協力を理由として、当該議員および職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(議員に対する指針)

第8条 議長は、ハラスメントを防止するために議員が認識し、および遵守すべき事項ならびにハラスメント事案が発生した場合の対応等について指針を定め、議員に対しその周知徹底を図るものとする。

(相談等の申出)

第9条 ハラスメント（議員から他の議員に対するものに限り、当該ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この項において同じ。）を受け、または目撃し、もしくは把握した議員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

(2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口

2 ハラスメント（議員から職員に対するものに限り、当該ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この項および次項において同じ。）を目撃し、または把握した議員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

(2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口

(3) ハラスメントを受けた職員の任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口

3 ハラスメントを受け、または目撃し、もしくは把握した職員は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ることができる。

(1) 議長

- (2) 管理監督者
- (3) 次条第1項に規定する第三者相談窓口
- (4) 福井県人事委員会人事相談所
- (5) ハラスメントを受けた職員の任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口  
(第三者相談窓口)

第10条 議長は、前条各項の規定による申出（以下「申出」という。）に係る事案の円滑かつ公正な解決を図るため、福井県議会における相談体制を充実させるとともに、外部の第三者によるハラスメントの相談窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

- 2 第三者相談窓口は、ハラスメントに係る専門的な知識を有する者で構成する。
- 3 第三者相談窓口は、次の業務を行う。
  - (1) 申出を受け、当該申出に係る事案ごとに適切な方法で議長に対しその内容を伝えること。
  - (2) 申出に係る事案について、議長に対し専門的な見地から適切な助言等を行うこと。
- 4 第三者相談窓口は、前項の業務を行うに当たり必要がある場合は、議長の承認を得て申出に係る事案の調査を行うことができる。
- 5 第三者相談窓口は、議長の承認を得て、必要に応じて他の専門家を補助者とすることができる。

（申出の処理）

- 第11条 管理監督者は、ハラスメントに係る申出（第9条第3項のハラスメントに係る申出に限る。以下この項および次項において同じ。）があった場合は、速やかに組織においてコンプライアンスに関する事務を所管する課（以下「コンプライアンス所管課」という。）に報告するものとする。ただし、当該申出をした者から氏名の秘匿等の配慮を求められた場合には、管理監督者は、コンプライアンス所管課または第三者相談窓口に対し適切な対応方法についての助言を求めることをもって当該報告に代えることができる。
- 2 前項の規定による報告を受けたコンプライアンス所管課は、速やかに第9条第3項のハラスメントを受けた職員の任命権者に報告するものとする。
  - 3 前項の規定による報告を受けた任命権者は、速やかに議長に報告するものとする。
  - 4 議長は、申出があった場合は、当該申出の関係者に対し事情聴取、事実確認等の必要な調査を行い、当該申出に係る事案を可能な限り迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

5 議長は、申出に係る事案の解決に当たり、必要に応じて外部の専門家の意見を聴くものとする。

6 議長または副議長を加害者とする申出があった場合は、当該議長または副議長を除外した上で、第三者相談窓口または外部の専門家の助言を得て必要な対応をするものとする。

(プライバシーの保護および秘密の保持)

第12条 申出の処理に関する業務に携わる者は、申出の関係者のプライバシーに十分に配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(対応措置)

第13条 議長は、事実関係の公正な調査によりハラスメントが確認されたときは、福井県議会による対応について各派代表者会議に諮らなければならない。この場合において、福井県議会による対応が必要と認められたときは、ハラスメントを行った議員に対し、議長は必要な措置を講じなければならない。

2 ハラスメントの加害者または被害者は、当該ハラスメントに係る前項の措置の決定に関与してはならない。

(調査および公表)

第14条 議長は、ハラスメントの実態把握のためにアンケート等の調査を随時行うとともに、個人情報に配慮の上、その結果を公表する。

(再発防止措置)

第15条 議長は、ハラスメントが生じた場合、議員に対する第8条の指針の周知の再徹底、ハラスメントの発生の原因分析等の適切な再発防止のための措置を講じなければならない。

(研修等)

第16条 議長および副議長は、ハラスメントの防止等を図るため、自ら、随時ハラスメントに関する専門家の助言を受け、研鑽を積みなければならない。

2 議長は、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第18条 警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項に規定する地方警察職員に係る第1条の措置については、第5条および第6条ならびに第8条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例を制定したいので、この案を提出する。

発議第 34 号

(件名)

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例 (案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 18 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

後藤 正邦

福井県条例第 号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（令和6年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）</p> <p>第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

議員の産前産後期間に係る欠席届の対象の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

発議第 35 号

(件名)

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決と国民理解を深めるための  
広報啓発を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 18 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

細川 かをり

西本 恵一

後藤 正邦

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決と国民理解を深めるための  
広報啓発を求める意見書（案）

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である。拉致の発生から40年以上が経過した現在も、北朝鮮は、拉致した多くの国民を不法に抑留し続けている。いまだ北朝鮮からは、拉致被害者や拉致の可能性を排除できない方々の安否に関する説明はなく、真相の究明がなされていない。

このように、北朝鮮が極めて不誠実な態度をとり続けている中、拉致発生以降、数十年も自由を奪われている被害者およびその家族の忍耐はもはや限界を超えており、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されない。

また、その解決のためには、国全体の一層の機運醸成が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は過去の出来事ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることは極めて重要である。

よって、国においては、下記の事項について、全力を尽くすよう強く要望する。

記

- 1 拉致問題解決の重要性を広く国際社会に訴えるとともに、国際社会との連携を一層強化し、あらゆる方策を講じて全ての拉致被害者の一日も早い即時一括帰国を実現すること。
- 2 拉致問題に対する国民理解をさらに深めるため、特に若い世代に対して、アニメ「めぐみ」の上映やブルーリボン運動をはじめとした啓発の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

福 井 県 議 会

発議第 36 号

(件名)

自衛隊員の処遇改善および退職自衛官の再就職促進に関する意見書 (案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 18 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸みつる

細川かをり

西本 恵一

後藤 正邦

## 自衛隊員の処遇改善および退職自衛官の再就職促進に関する意見書（案）

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

そのような中、自衛隊の要員不足は依然として深刻な状況にあり、応募者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。人口減少という構造的要因に加え、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると考えられる。

また、自衛官の処遇、すなわち賃金が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとは言い難い面があること、二十四時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担なども退職の一因と指摘されている。特に、士をはじめとする若年層の退職が多いことは看過できない状況である。近年ますます複雑化・高度化する防衛任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛隊員の処遇改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国や地方自治体の行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野において十分に発揮され得るものである。退職自衛官がその能力を社会の中で円滑に活かし、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが求められている。

自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる環境を整えることは、我が国の防衛力を安定的に維持・強化する上で極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 隊員等の人材確保および人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実および再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

福 井 県 議 会